☎42−5641

Α

個人番号カードの申請は任意

なければいけませんか?

個人番号カードは必ず作ら

マイナンバー(個人番号)の

申請や申告などの手続きをすると となっています。しかし、手当の

マイナンバーの確認と本人



高齢者肺炎球菌予防接種についてのお知らせ

最もかかる

【接種期間】3月31日

余

まで

自己負担金 認できるもの

3月分)、

④当月末振替 (早割)

前納(4月~9月分、 納(4月~翌年3月分)、 (4月~翌々年3月分)、

10月~翌年

③ 6 か月

⑤翌月末振替の5種類があります。

④は割引があり、

平成27年

保健医療課 ☎42-5633

は義務でありません。あくまで本 接種の対象者です。この予防接種 届いた方は、高齢者肺炎球菌予防

予防接種」を受けたことのない ※①・②ともに今まで「肺炎球菌

度に該当する方

り、身体者障害者手帳1級程

【接種日当日に医療機関

へ持って

成27年度)です。

口座振替の方法は、

①2年前納 ② 1 年前

保険料は、

1 万 5,

5 9 0 円 (平

意加入被保険者の1か月当たりの

国民年金第1号被保険者及び任

いくもの】

,診票・接種券

?・住所、

年齢が確

(健康保険証など)・

高齢者の肺炎球菌予防接種券が

人のご希望により接種してくださ

高齢者の肺炎の中で、 ポリサッカライド)」が使用され、 モバックスNP(23価肺炎球菌莢膜 【肺炎球菌ワクチンとは?】 肺炎球菌ワクチンには「ニュー

【副反応について】

菌感染を予防するワクチンです。 確率が高い「肺炎球菌」という細

副作用が報告されています。 を感じる人がいます。 かに、

に当てはまる人が対象)】

②66歳以上65歳未満の方で、心臓、 能またはヒト免疫不全ウィル 歳・80歳・85歳・90歳・55歳・ じん臓、 100歳 もしくは呼吸器の機

> 円以上のところがあります。 ※医療機関によっては2,

> > 0

年 金 手 根

スによる免疫機能に障害があ

【予防接種の対象者(①または②

*

【接種回数】

①今年度末年齢が55歳・70歳・75

まれに、 注射部位の疼痛や倦怠感 血小板減少などの重い その

市外の医療機関市と委託契約をしている市内及び

【接種場所】

へご確認ください

いても前納す

れば割引があり

めにお申し込みください。

口座振替の申し込みには基礎年

とおりです。なお、現金納付につ

度の割引額(口座振替)は左表の

になります。必ず事前に医療機関 ※医療機関によっては予約が必要

【自己負担金】

2,

するといわれています 回の接種で5年間効果が持続

口座振替による国民年金前納割引制度のお知らせ

三次年金事務所 20824-62-3107

振替方法	1 回あたり の納付額	割引額	2年分に換算した割引額
① 2 年前納	366,840 円	15,360 円	15,360 円
② 1 年前納	183,160円	3,920 円	7,840 円
③6か月前納	92,480 円	1,060 円	4,240 円
④当月末振替 (早割)	15,540 円	50円	1,200円
⑤翌月末振替	15,590 円	なし	なし

所、年金事務所で随時受付中です 【口座振替の申し込み手続き】

要となり 備え付けています。 認ください。 融機関への届出印(通帳印) 金番号と口座名義人の記入及び金 お持ちの金融機関・郵便局、 いては、年金手帳や納付書でご確 口座振替の申し込みは、 市役所、 ます。基礎年金番号につ 年金事務所の窓口に 申込用紙は、 金融機 口座を が必

●既に口座振替で毎月納付されて ●現金納付は、 ても割引はありません。

●口座振替が開始されるまで、 ①②及び③の4月分から9月分 申込期限となりますので、 年3月分については8月末が は2月末、 らかじめご了承ください。 か月程度かかりますので、 ③の10月分から翌 あ

要です めにはあらためて手続きが必 る方も、前納に変更する た

【注意点】

【口座振替の割引制度とは?】

か月早く納付し

納税資金を 毎月積立て…



金融機関に預けて… 積立てた口座から

※個人事業者の方 は、便利な振替納 税をご利用くださ

※法人の方は、便 利なダイレクト納 付をご利用くださ

マイナンバー(個人番号)よくある質問Q&A

総務課(マイナンバー専用電話)

がありますか?

Q

個人番号力

・ドに申請期限

されています。

確認をするために使えます。

設けておりません。

個人番号カー

0)

申請期限は

ますので、

は、

活保護、 定の取引のある金融機関にマイナ 金融機関などが個人に代わって行 保険の手続きを勤務先の事業主や が求められます。また、税や社会 申請書などにマイナンバー 場面で使うのですか? Q う場合があり、 雇用保険、 分野で利用することになります。 などが社会保障、税、 確定申告などの税の手続きで 国の行政機関や地方公共団体 マイナンバ を提示する場合があり 児童手当その他福祉の給 医療保険の手続きや生 勤務先に加え、 はどのような 災害対策の -の記載

委任状が必要となります。 で受取に来られる場合には、 持ちください。 写真なしの場合は2点) 物(写真付きの場合は1点、 ※受取には、認印と本人確認 町の方は各支所窓口係で保管 は本庁総合窓口課、その他の ②郵便物の転送届を郵便局に ※同一世帯員以外の方が代理 しています ※通知カードは、 している場合 吉田町の方 をお

送不要)で世帯ごとに郵便局 通知カードが届いていない方へ から配達されています。 通知カードは簡易書留(転 次の場合は、市役所に返送 総合窓口課費42-56 6

①受取人不在で郵便局の保管 お知らせ文を送付してい 平成28年3月末 までにお受け取 該当の方へ 納税資金の積立をお願いします

りください。

期限を経過した場合

(保管期限)

吉田税務署 ☎42-0008

消費税課税事業者の方は、期限内納付のための

下の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に業種別に積立目安月額を表示した「積立目安額一覧表」です。

		卸 卸 一 第1 1	5業 重事業)	小売業 (第2種事業)		農業、林業、漁業、 建設業、製造業など (第 3 種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)	
みなし	なし仕入率 90%		80%		70	70%		60%		50%		40%	
売上に 納税額の		0.8	0%	1.6	0%	2.4	0%	3.20%		4.00%		4.80%	
年間課税 売上高	各月 売上高	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額	年間税額	積立目安 月額
万円 1,000	万円 84	万円 8	万円 0.7	万円 16	万円 1.4	万円 24	万円 2.0	万円 32	万円 2.7	万円 40	万円 3.4	万円 48	万円 4.0
1,500	125	12	1.0	24	2.0	36	3.0	48	4.0	60	5.0	72	6.0
2,000	167	16	1.4	32		48	4.0	64	5.4	80	6.7	96	8.0
2,500	209	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	24	2.0	48	4.0	72	6.0	96	8.0	120	10.0	144	12.0

※例えば、小売業で課税売上高が 2,000 万円の場合、 月々の積立額は約 2 万 7,000 円(各月売上高×売上に対する納税額の目安率 1.6%)